
(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業
実施方針に関する質問への回答

平成31年4月4日
小平・村山・大和衛生組合

(1) 実施方針に関する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	4	第1章	1	(6)	⑧事業者の収入 ア設計・建設業務に係る対価	本施設の整備に係る対価は出来高に応じてお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、前払金、中間出来高金についてもお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。
2	8	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等	設計・建設業務の実施に際し、特定建設工事共同企業体（建設JV）を構成する事に関して特に記載がありませんが、建設JVを構成する場合は、特定建設工事共同企業体（甲型）、特定建設工事共同企業体（乙型）いずれも可能であるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	8	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等	②において「組合と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。」とありますが、特定建設工事共同企業体（建設JV）を構成する場合、建設JVの企業は、全て運営事業者への出資が必要となるということでしょうか。 代表企業以外の建設JV構成企業は協力企業としてもよろしいでしょうか。	建設JVを構成する場合は、その代表企業を構成員とする必要がありますが、その他の企業は必ずしも構成員となる必要はありません。詳細は、入札公告時に提示します。
4	8	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等	③において、運営・維持管理業務を担う者として、運営事業に出資をする企業（主要な業務を担う構成員）と出資しない企業（一部業務を担う協力企業）の構成でも参加資格要件を満たすという理解でよろしいでしょうか。	運営事業者から直接、主要な業務（運転管理業務や補修工事等）の委託を受ける企業は、構成員となる必要があります。
5	8	第2章	3	(1)	入札参加者の構成等	「⑤ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、・・・」とありますが、参加表明書の提出後は構成員・協力企業の追加もできないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	8 9	第2章	3	(2)	各業務を行う者の要件 ①ア(イ) ①イ(イ)	「当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である」とありますが、①ア(イ)、及び①イ(イ)において、複数の業種の監理技術者証を有する者はこれらを兼務することは可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	9	第2章	3	(2)	新ごみ処理施設の運営・維持管理を行う者の要件	新ごみ処理施設の運営・維持管理を行う者の要件 「新ごみ処理施設の運営・維持管理を行う者は構成員とすること。本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たすこと。」とありますが、新不燃・粗大ごみ処理施設を運営維持管理するのは、協力企業、すなわちSPCに出資する必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	質問NO. 4の回答を参照してください。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
8	9	第2章	3	(2)	新ごみ処理施設の運営・維持管理を行う者の要件	「廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、以下の要件を満たす地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。」とありますが、運営開始後は焼却施設が完成してから配置するとの理解でよろしいでしょうか。	新ごみ焼却施設の運営・維持管理業務開始後とお考えください。
9	9	第2章	3	(2)	各業務を行う者の要件 ①ウ(7)	「運転管理業務実績を1年以上有すること」とありますが、運営事業特別目的会社（SPC）から業務を請けているものも実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	10	第2章	3	(3)	構成企業の制限	②において、運営・維持管理業務を担うものについては、組合様の最新の物品買入等競争入札参加資格審査申請書受付簿に登録されていない者は参加資格要件を満たしていないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。入札公告時に提示します。
11	11	第2章	3	(5)	運営事業者の設立に関する要件	③の運営事業者への出資について、P3(6)⑥ウ(エ)の業務を担う、主灰等運搬事業者は特別目的会社（SPC）への出資は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	11	第2章	3	(5)	運営事業者の設立に関する要件	運営事業者の構成員において、④の記載の通り、組合様の事前の書面による承諾を得られる場合においては、出資比率を変更することは可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	17	第6章	1	(3)	事業者の攻めに期すべき事由により事業の継続が困難となった場合	「組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない」とありますが、想定される具体的な賠償範囲についてご教示願います。	発生する事象により異なるものと考えます。
14	26 27	別紙4			不可抗力リスク	「注3）不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは事業者が負担し、」とありますが、具体的にはどの程度を想定されているのか、入札公告時には割合または額が公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
15	26 27	別紙4			物価変動リスク	物価変動リスクについて、どのような指標を採用されるかご教示いただけますでしょうか。あるいは、落札予定者決定後に事業者と協議して採用する指標を決定されるのでしょうか。 また、注2)にあります「一定程度までの範囲」とはどの程度の変動幅を想定されているか、入札公告時には割合または額が公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 物価変動リスクの指標及び「一定程度までの範囲」については、入札公告時に提示します。
16	26	別紙4			許認可遅延リスク	許認可遅延のリスク負担が事業者になっておりますが、事業者に起因するもの以外は組合様のリスク負担と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

(2) 実施方針に対する意見

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容
1	26	別紙4			近隣対応リスク	新ごみ処理施設の設置そのものに対する住民反対運動等以外は事業者のリスク負担となっておりますが、事業者のリスク範囲は事業者が実施する業務範囲に限定されるべきと考えますので、それ以外のリスク負担は組合様にてお願いします。
2	26	別紙4			法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令・税制の変更以外は事業者のリスク負担となっておりますが、法令変更は事業者ではコントロールできませんので、本事業に直接関係しない変更等についても、リスク負担は組合様でお願いします。
3	26	別紙4			測量・地質調査リスク	事業者が実施した測量、調査に関するもののリスクは事業者負担となっておりますが、組合様にて実施された測量・調査結果を補完する目的で実施する測量・調査により判明したリスクについては事業者ではコントロールできませんので、この場合のリスク負担は組合様でお願いします。